

令和4年度

事業計画

一般社団法人愛知県トラック協会

目 次

基本方針	1
《主な事業活動》	
1. 経営支援事業	2
2. 交通対策事業	3
3. 環境対策事業	4
4. 企画広報事業	5
5. 労働環境改善対策事業	6
6. 研修事業	7
7. 適正化事業	7
8. 災害物流対策事業	9
9. その他活動	9
《会 議》	
定例・随時の会議	11

基 本 方 針

長引くコロナ禍で疲弊しながらも、エッセンシャルワーカーとしての役割を担うトラック運送事業者の経営基盤を支えるため、「標準的な運賃の周知・活用」、「働き方改革関連法と改善基準告示見直しへの対応」等を重点とした事業者支援に努める。

また、トラック輸送の重要性や必要性を幅広い年代に P R し、人材不足に困窮するトラック運送業界への就職希望者の増加を目指す。

更に、依然県下で多発する交通事故を撲滅するため、独自の重点目標を定め様々な取り組みを推進するとともに、輸送の安全の確保に係る人材育成のため実践的研修の充実を図る。

あわせて、関心の高まる SDGs への対応事業や法令遵守の一助となる事業の実施、事業継続計画（B C P）に基づく緊急物資輸送体制の整備に向けた諸対策、老朽化したトラック会館の建て替え工事への着手など、全会員の理解と協力により取り組む。

主な事業活動

1. 経営支援事業

「エッセンシャルワーカー」として従事するトラック運送事業者の経営基盤を支えるため、「標準的な運賃の届出促進及び活用」「コロナ禍における持続的な発展」「生産性の向上による経営改善」を重点施策とし、事業者を支援する。

(1) 標準的な運賃を活用した適正取引の推進

働き方改革関連法の成立に伴い、トラック運送業界は時間外労働の上限規制の施行を見据え、早急に長時間労働是正の取り組みを推進することが求められている。適正運賃が収受出来るよう、告示された「標準的な運賃の届出」と「契約の書面化」を積極的に推進する。そのために、全日本トラック協会が作成したパンフレット及び標準的な運賃活用セミナーの動画コンテンツを有効に用いて会員事業者の理解を深め、適正取引を推進する。

(2) コロナ禍を見据えた経営改善

新型コロナウイルス感染症が影響を及ぼす中でも安定的な事業を可能とするため、関係行政・全日本トラック協会との連携、「経営診断事業」の周知展開等、会員事業所の経営を支える施策を推進し、物流業界の持続的な発展を支援する。

(3) 生産性向上の効果的な推進

業務の効率化、輸送品質向上のためIT化を促進するとともに、実働率、実車率等を向上するための取組を後押するセミナー等を開催し、会員事業者の生産性向上推進を支援する。

(4) 経営支援及び各種講習等に係る助成

会員事業者の経営改善及び経営基盤の強化に資する助成事業を行う。

- ① 信用保証料の助成
- ② 各種技能講習等受講助成
- ③ 貨物自動車運転免許取得助成
- ④ 中小企業大学校の講座受講促進助成

(5) セミナーの開催

経営の一助となる演題・著名人を招き、セミナーを開催する。

2. 交通対策事業

「トラック事業における総合安全プラン2025」に掲げる基本目標の達成に向けて、次の各種施策を積極的に推進する。

(1) 交通事故抑止活動の推進

運輸行政や愛知県警、各種交通安全団体と連携しながら、交通事故削減に向けて以下の取組を実施し、「スマートドライブ」「スピードダウン」等の標語を効果的に用いながら輸送の安全の徹底を図る。

【愛ト協重点目標】

- ・ 県内での会員による事業用貨物自動車死亡事故発生数5人以下
- ・ 飲酒運転「ゼロ」
- ・ 運転中の携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

①トラック・セーフティ・ラリーの実施

会員事業所においてチームを編成し、安全運転意識を高めながら一定期間の無事故・無違反に取り組む。

②トラック安全デー活動等の推進

地域の実情に合わせた交通安全活動を積極的に推進する。

- ・ 「トラックの日（10月9日）」行事として、一般消費者向けに県内統一パレードを開催し、トラック業界のPRと交通安全の啓発を行う。
- ・ 各支部における交通安全活動の実施・支援

③安全運転に係る交通事故防止セミナー・講習会等の開催

年間計画に基づき、セミナー（Webセミナー等）を実施する。

④安全教育等に対する支援

管理者・運転者教育ツール（eラーニング、事故防止DVD等）の充実を図り、交通安全等に対する意識向上を促進する。

⑤交通事故抑止CMの製作

交通事故抑止を啓発するTVCMを新たに製作し、県警と協調しながら一般消費者に対して交通ルールの遵守を呼びかける。

⑥交通安全活動への参加

行政機関・警察等、各種関係団体の実施する以下の交通安全活動に積極的に参加し、県内交通事故防止を推進する。

- ・ 各季の交通安全県民運動
- ・ 高速道路の安全活動

(2) 交通安全表彰の実施

会員事業所の交通安全活動、交通事故防止の推進をするため、その取り組みに応じた表彰を実施する。

①「交通安全功労会員」

各支部から推薦を受けた会員事業者を表彰する。

②「無事故認定証」

令和3年度に無事故であった会員事業者に対し授与する。

③「交通安全銅賞」「交通安全銀賞」「交通安全金賞」「交通安全特別賞」

3年間・5年間・7年間・10年間無事故の会員事業者に対し授与する。

(3) 安心・安全を支援する助成事業の実施

事業用貨物自動車の交通事故削減に効果が期待される各種安全機器の助成とドライバーの特性把握に関する助成を行う。

①EMS 装置（デジタル式運行記録計、エコドライブ支援機器）

②運行管理支援装置（ドライブレコーダー）

③安全装置（後方視野確認支援装置、IT 点呼機器、追突防止装置 等）

④運行管理者一般講習受講（自動車事故対策機構、ヤマトスタッフサプライ）

⑤運転適性診断〔初任・適齢〕（自動車事故対策機構、ヤマトスタッフサプライ）

⑥運輸安全マネジメント講習会（自動車事故対策機構）

⑦自動車安全運転センター発行の運転記録証明書等の取得（TSR 分のみ）

⑧健康起因事故防止対策事業（SAS、血圧計、脳ドック・心臓ドック）

(4) 第54回トラックドライバーコンテスト（全国大会出場者選抜競技）の開催

トラックドライバーの輸送の安全意識向上と交通事故防止を推進する。

(5) 「トラックフェスティバル」の開催

フェスティバルを通じて、協会の事業活動と事業用トラックが社会において果たす役割をPRするとともに、会員が参加するイベントとして開催する。

3. 環境対策事業

自動車交通環境改善に向けて、環境にやさしいトラック輸送の実現を目指すため、次の環境対策を推進する。

①環境対応車の導入助成

カーボンニュートラルを推進するため、国土交通省及び全日本トラック協会が行う各制度と協調助成を行い、圧縮天然ガス自動車及びハイブリッド車の導入促進を図る。

②グリーン経営認証取得・更新助成

グリーン経営認証取得事業者に対し認証取得・更新費用の一部を助成する。

③アイドリングストップ支援機器導入助成

エコドライブやアイドリングストップのための機器の普及促進並びに導入費用の一部を助成する。

④環境対策に資する講習会の開催

SDG s への関心が高まり、運送業界としてエネルギーや資源の有効活用を推進する必要があることから、環境保全の一環となるような講習会を開催する。

⑤第 11 回 省エネ走行競技会の開催

⑥環境関係団体との連携協力

公害防止、環境保全について関係団体等と連携を取りながら環境改善に係る情報を随時発信し、会員事業者の取組推進を図る。

4. 企画広報事業

トラック輸送の重要性や必要性を幅広い年代に P R し、多くの就職希望者を増やすことを目的として次の事業を実施する。

(1) 人材確保対策

若年・女性労働力等の人材確保のため、関係各所と連携し就職面談会やインターンシップ事業、人材確保対策セミナー等を実施するとともに、令和 3 年 2 月に開設した人材確保対策特設サイトを活用して、オンライン上でも業界の魅力を訴求する。更に indeed や google jobs 等の求人検索エンジンと連携する会員事業者専用の無料求人サイトの運用を拡充し会員のドライバー採用コストの低減に努める。

また、物流の重要性・必要性を認識してもらうため、学校教育に参画し物流出前授業や学校訪問等を実施する。

(2) 機関誌「トラックあいち」、ホームページ、SNS による情報提供の充実

公式ホームページや新たに開設した公式 SNS、毎月発行する「トラックあいち」及びインターネット F A X 等を活用し、魅力のあるコンテンツの即時発信に努める。

また、公式マスコットキャラクター「あいとくん」を活用し、トラックの日 P R イベント等を通じて業界への親しみの醸成につなげる。

(3) 各種メディアによる広報

一般消費者に対する業界の魅力発信・イメージ向上のため、各種メディア（YouTube 等ネット広告・SNS・テレビ・ラジオ）による広報を実施する。

また、会員事業者の参加機会拡大のため、協会に対面開催する各種セミナーや講習の動画配信［ハイブリッド開催］を促進し、その品質向上にも努める。

5. 労働環境改善対策事業

働き方改革実現に向けて、運転者の職場環境改善を支援するため、「働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度）」の取得支援及び広報活動を実施するとともに、引き続き「生産性の向上」「法令遵守」「労働災害防止」に係る活動を展開する。

また、令和6年4月施行の改善基準告示の改正に向けて、厚生労働省、国土交通省及び全日本トラック協会と連携を密にして活発な情報交換を行う。

（１）働き方改革関連法と改善基準告示見直しへの対応

「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」等の活用を通じて、令和6年施行の時間外労働の上限規制（年960時間適用）適用と改善基準告示の改正に向けて、関係行政及び全日本トラック協会と連携を密にして活発な情報交換を行う。

特に、令和5年4月施行の「中小企業への時間外割増賃金率の引上げ（25%→50%）適用」については、早期にセミナー等を通じて、判例を踏まえた考え方や必要な対策等を周知徹底する。

また、愛知県内のトラックドライバー等の賃金や労働時間等の実態を把握し、諸施策や要望活動等に対応する。

（２）『働きやすい職場認証制度』の周知及び取得支援

令和2年9月よりスタートした『働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度）』について、取得支援や更新に向けた助成制度を継続・拡充し、業界内への制度の普及を図る。

また、求職者や一般消費者に制度を周知するため、認証マークを活用したPR活動を積極的に展開する。

（３）トラック輸送の生産性向上・物流の効率化を目的とした「ホワイト物流」推進運動の周知及び自主行動宣言の促進

トラック輸送の生産性向上や物流の効率化と共に女性や高齢者も働きやすい「ホワイト」な労働環境を実現するための本制度への積極的な参加を促すための自主行動宣言を促進する。

また、荷待ち・荷役作業等の時短対策や、労働環境の改善に向けたセミナーを随時開催する。

（４）労働災害防止対策の推進

労働災害防止を図るため、愛知労働局との合同パトロールを実施するとともに、従業員の安全と健康確保に関するセミナーを継続開催する。

また、脳・心臓疾患による過労死等の発症を5年後までに20%削減すること等を目標

に掲げた「過労死等防止計画」に基づき、セミナーや啓発資料、モニタリング調査等を通じ、過労死等防止に向けた健康管理意識の高揚を図り対策を普及促進する。

(5) 愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会への参画

「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の普及等を通じ、行政による長時間労働の更なる改善に向けた取り組みに協力する。

6. 研修事業

トラック運送事業者の輸送の安全確保に係る人材の育成を支援するため、経営者・管理者・ドライバーなどそれぞれの職種や経験に合わせたカリキュラムを提供するとともに、実践的研修の充実を図り業界の発展を期する。

(1) 研修事業等の拡充

- ①一部の研修については、マンツーマン指導による密度の濃い研修及び乗車中心（乗車時間の拡充）のカリキュラムを実現するため、定員を絞ったカリキュラムに変更し実施する。
- ②研修機器の拡充により、受講者のニーズに応じた車両を提供し、より実践的な運転研修を提供する。
- ③資格認定講座（物流安全管理士、物流大学校）の講義内容の充実を図り、新たに資格取得につながる講義を実施する。
- ④事業者主催の研修会・運転競技会等を支援する。

(2) 運転適性診断の推進

受診義務のある「初任診断、適齢診断」については、土曜日（原則として第2・4）も引き続き実施し、受診機会の拡大を図る。また出張型「一般診断」を県内各所で実施する。

(3) 運行の管理に関する講習事業の推進

「運行の管理に関する講習」（基礎講習・一般講習）の計画数を増加し受講機会の拡大を図る。合わせて、出張型一般講習を県内各所で開催する。

7. 適正化事業

事業者が貨物自動車運送事業法等関係法令を遵守し、輸送の安全の確保が確実になされるよう、セミナーや説明会を開催して関係法令の周知徹底を図る。

(1) 適正化事業の推進

- ①「輸送の安全の確保」及び「輸送秩序の確立」を目指して巡回指導を的確に実施する。
- ②労働時間管理の重要性に鑑み、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下、改善基準告示という。）に違反するトラック事業者に対し、指導方針に基づく「特別巡回指導」を実施する。
- ③安全管理体制の構築を支援するため、巡回指導時に「管理帳票参考事例・解説集」及び「巡回指導項目自主点検チェックシート」を配布し活用を促す。

(2) フォローアップの強化

- ①巡回指導における総合評価C・D・E判定の事業者及び新規許可事業者を対象に、運輸行政と連携して「フォローアップ研修会」を開催する。
- ②改善基準告示の項目に指摘があった事業者及び特別巡回指導を実施した事業者を対象に、労働行政と連携して「改善基準告示研修会」を開催する。
- ③社会保険等未加入事業者を対象に、社会保険制度の適正加入を促すセミナーを開催する。
- ④運行管理者又は補助者を対象に、基礎的な運行管理業務に係る法令説明会を開催する。

(3) 新規事業者等に対する法令遵守指導の徹底

①新規許可事業者への対応

事業開始後早い段階で巡回指導を実施し、指摘項目のある事業所に対して短期間での再巡回指導を実施するとともに、各種セミナーを通じて法令遵守を徹底して指導する。

②霊柩及び急便事業者への対応

個別指導を実施し、特に輸送の安全の確保に係る事項を徹底して指導する。

(4) 安全性評価事業（Gマーク）の認定に向けた支援

巡回指導時に安全性評価事業の広報啓発活動を行うほか、新たにGマークの取得を希望する事業者向けに相談期間を設けて支援する。

(5) 輸送秩序確立に向けた活動の推進

- ①改善基準告示違反のほか、疾病・疲労等のおそれのある乗務や社会保険等未加入といった違反に対する行政処分の強化に伴い、これらの違反については関係行政機関等との連携の下、巡回指導の中で改善と是正を促す。
- ②輸送秩序を阻害する行為の防止に向け、「適正化セミナー」を開催するなど対処方策を積極的に展開するとともに、輸送の安全の確保のための各種取組を各事業者に周知し安全意識の向上に努める。

（６）適正化指導員の資質向上及び各組織との連携

- ①全国及び中部ブロックの適正化事業実施機関や行政機関が主催する各種研修会等を通じて適正化指導員の資質向上に努めるとともに、巡回指導等の平準化・効率化を図る。
- ②関係行政機関との連絡会議を定期的を開催するとともに、オンラインを活用した情報交換等、連携体制の強化を図る。

8. 災害物流対策事業

大規模災害発生に備え、緊急輸送体制及び各拠点における備蓄品等の更なる整備に努めるとともに、全日本トラック協会と連携し自治体の要請に的確に対応できる人材を育成するほか、自治体と連携して訓練を実施する。

（１）災害物流体制の整備

事業継続計画（BCP）に基づき、緊急輸送対応可能な事業者の拡充に努めるとともに、広域災害発生時に備えた備蓄品等を各センターに配置する。

（２）災害物流専門家の育成

全日本トラック協会の災害物流専門家育成ワーキンググループが策定した開催計画に基づき研修会を実施し、災害時に県の災害対策本部等に派遣する災害物流専門家を育成する。

（３）総合防災訓練への参加

各自治体で実施される災害発生を想定した総合防災訓練に、関係機関と連携して積極的に参加する。

9. その他活動

（１）各種陳情・要望等

運送基盤である道路について円滑な物流機能を確保するため、「重要物流道路への指定」等道路整備に係る関係機関との連携強化及び自動車関係諸税等の更なる負担軽減・簡素化、高速道路料金の更なる割引の拡充など、その他要望を適時適切に行う。

（２）支部活動の充実

全会員が各支部での事業活動へ参加し、効果的に事業を推進する。

（３）未加入事業者の入会促進

あらゆる機会を活用して、未加入事業者へ積極的な入会の促進を図る。

(4) 部会機能の活動支援

品目別部会、青年部会、女性部会の活動を支援するため、全日本トラック協会の各部会との情報交換等に努める。

(5) 調査研究の推進

行政・研究機関・会員事業者等と連携して情報収集に努め、貨物自動車運送事業を取り巻く関係法令や社会的動向等について調査研究を推進する。

(6) IT を活用した事務合理化

会員サービスの拡大や業務の複雑化などの環境変化をふまえ、IT を活用した業務プロセスの改善・高度化を図り、省力化によるコスト節減を促進する。その一環として、Web 会議システムやクラウド化によるコストの削減、合理化を行う。

(7) トラック会館 建て替え工事の着手

トラック会館整備事業の基本構想に基づき、行政機関との協議を重ねた上で建て替え工事に着手する。

会 議

次の会議を開催し事業計画の積極的な推進に取り組み、会員ニーズに応える機能的な協会運営を図る。

1. 定例の会議

通 常 総 会
理 事 会
常 任 理 事 会
正 副 会 長 会

2. 随時の会議

(委 員 会)

総務委員会

- 近代化基金運営専門委員会
- 業務施設運営専門委員会

災害対策委員会

企画広報委員会

交通・環境対策委員会

経営研究委員会

研修事業運営委員会

- 研修等の種別及びカリキュラム検討委員会（研修検討委員会）

労働委員会

(部 会)

特別積合部会

品 目 別 部 会 海上コンテナ／中部タンクトラック／重量品鉄鋼／食料品
引越／セメント／生コン／ダンプトラック

青 年 部 会

女 性 部 会

(地方貨物自動車運送適正化事業実施機関)

適正化事業特別推進委員会

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会